

# 総務常任委員会

令和4年6月10日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎齋藤 文夫  
坂口 徹  
伴 議 長

○溝部真紀子  
木澤 正男

大森恒太郎  
奥村 容子

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	三原 進也
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、坂口委員、木澤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の（1）議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

議案書末尾、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正につきましては、公職選挙法施行令が改正され、選挙運動用自動

車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担にかかる上限額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において公費負担の上限額を改正するものであります。

はじめに、1. 主な改正内容についてです。(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額の改正についてであります。②一般運送契約以外の契約のうち、アの自動車借入れ契約につきまして、1日あたりの上限額を現行の15,800円から300円増の16,100円に、イの燃料供給契約につきまして、単価を現行の7,560円から140円増の7,700円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額の改正についてであります。1枚あたりの上限単価を現行の7円51銭から22銭増の7円73銭に引き上げるものであります。次に、裏面にお移りいただきまして、(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の改正についてであります。選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額につきましては、選挙運動用ポスターの掲示場の数に応じて、上限額が変化する算式となっておりますが、現行の89か所として算出した場合、1枚あたりの上限単価を4,014円から81円増の4,095円に引き上げるものです。

続きまして、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日についてであります。公布の日から施行することといたします。次に、(2) 適用区分についてであります。今回の改正内容につきましては、施行日以後、その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によることといたします。

以上、1. 付託議案の(1) 議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回、上限額が引上げということですがけれども、物価高騰とか原油高騰が理由なのか、それかそれ以外になにか理由があるのか、そのへん確認させてください。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 国におきましては、昨今の物価の上昇、これが原因ということで説明がされているところでございます。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
次に、(2)議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。  
理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政課長 おはようございます。それでは、議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申しあげます。  
まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政課長 はじめに、本補正予算に計上した、新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策についてでございます。恐れ入りますが、資料1、令和4年度 新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策(6月補正分)をご覧ください。  
本支援策は、新型コロナウイルス感染症による住民生活や経済への影響が長引く

なか、原油価格や物価が高騰し、日常生活や事業活動にさらなる影響を及ぼしていることから、住民の生活を守るため、住民生活への支援、自宅療養者等への支援、役場等業務継続のための感染症対策の観点から、8つの町独自の支援策に取り組むものです。1ですが、取り組みの内容についてでございます。ひとつ目として（仮称）斑鳩町生活応援券を発行いたします。町民生活を応援し、地域経済の回復につなげるために、町内の店舗で利用できる、町民1人あたり5千円分を、また、中学生以下の子ども及び65歳以上の高齢者に1人あたり2,500円分を上乗せする（仮称）生活応援券を発行するもので、事業費は1億8,203万1千円となっております。発行金額は、額面500円で、500円の買い物で生活応援券を1枚利用可能となっております。また、一般の方々は、すべての参加店舗で使用できる共通券が6枚、フランチャイズ店等以外で使用できる限定券が4枚の合計10枚5千円分を、子ども、高齢者は、共通券が9枚、限定券が6枚の合計15枚7,500円分を配布いたします。利用期間は、令和4年8月下旬から令和5年1月上旬を予定しておりまして、各世帯に郵送で配布をいたします。二つ目といたしまして、水道料金の基本料金を免除いたします。すべての世帯、すべての事業所の水道料金の基本料金を6か月分免除するもので、事業費は6,786万6千円となっております。2ページにお移りいただきまして、免除期間でございますが、令和4年7月分以降の6か月分となっております。また、平群町から給水を受けている龍田北6丁目地区にお住まいの皆さんには、平群町におきまして3か月分が支援されることから、残り3か月分を斑鳩町から補助いたします。免除申請等の手続きは不要でございますけれども、平群町から給水を受けている方につきましては、補助金の交付申請が必要となっております。三つ目としまして、小・中学校給食費を無償化いたします。子育て世帯への経済的支援として、町立小・中学校の令和4年7月、9月、10月分の給食費を3か月分無償化するもので、事業費は3,050万3千円となっております。申請等の手続きは不要としております。四つ目といたしまして、遠足や修学旅行などの取消料等を支援いたします。町立保育園の園外保育、町立小、中学校、幼稚園の遠足や修学旅行などが、感染者の発生などにより中止となった場合、発生するキャンセル料等を支援するもので、事業費は1,416万9千円となっております。こちら申請等の手続きは不要としております。

五つ目としまして、自宅療養者等に対する医療支援を強化いたします。自宅療養者等に迅速かつ円滑にオンライン診療や往診を受けていただけるよう、生駒地区医

師会と生駒郡4町で、生駒郡新型コロナサポートセンター等を開設し、医療支援を強化するもので、事業費は10万円となっております。

3ページにお移りいただきまして、六つ目といたしまして、引き続き、自宅療養者等への生活支援を提供します。生活支援を希望される、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対し、引き続き、概ね5日間分の食料等の生活支援パックを無償提供するもので、事業費は58万7千円となっております。七つ目といたしまして、斑鳩町文化振興財団の感染症対策を支援いたします。いかるがホールの施設運営にかかる継続的な感染症対策をはじめ、ウィズコロナ時代対応といたしまして、利用者が安心できる環境整備等にかかる費用を支援するもので、事業費は400万円となっております。八つ目といたしまして、役場等業務継続のための感染症対策に取り組んでまいります。業務継続のための感染症対策を講じるもので、職員が業務を行うにあたり、必要となる対面での会議等を再開、維持していくため、役場庁舎などの会議室等における感染症対策を強化することを目的に、空気清浄機を購入いたします。また、町行政の業務継続性の観点から、町職員に対し新型コロナウイルス感染症にかかる検査を行うことができるよう、抗原検査キットを購入します。事業費は、空気清浄機の購入で907万1千円、抗原検査キットの購入で48万7千円となっております。

4ページにお移りいただきまして、2の事業規模についてでございます。これら事業の総事業費は3億881万4千円で、一般会計で2億7,491万4千円となっております。その財源でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,333万4千円を活用し、残る1億158万円は、財政調整基金で対応いたします。

続きまして、本補正予算の内容について、補正予算書に沿ってご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算の補正でございます。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、先ほど申しあげました新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援策を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしますことから1億7,333万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、町内事業所から申し出のありました小規模多機能型居宅介護事業所の整備が県補助

金の内示を受けましたことから、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金 3, 360 万円の増額をお願いするものであります。

次に、第 19 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金では、第 1 目 財政調整基金繰入金で、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援策の財源として、財政調整基金 1 億 1 5 8 万円の取り崩しをお願いするものであります。

8 ページをお願いいたします。第 21 款 諸収入、第 5 項 雑入では、第 5 目 雑入で、自治総合センターコミュニティ助成事業として、法隆寺第三団地自主防災組織から申請のあった発電機の整備事業が助成対象として採択されましたことから、30 万円の増額をお願いするものでございます。

9 ページにお移りいただきまして、歳出予算の補正についてでございます。

第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費では、第 1 目 一般管理費で、業務継続のための感染症対策として、抗原検査キットを購入することから 4 8 万 7 千円の増額をお願いするものでございます。第 5 目 財産管理費では、同様に、空気清浄機を購入することから、役場庁舎分 4 1 5 万 6 千円の増額をお願いするものであります。第 6 目 企画費では、文化振興財団感染症対策の支援として 4 0 0 万円の増額をお願いするものであります。

次に、第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費では、第 3 目 老人福祉費で、歳入で申しあげました、町内事業所に対する地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金 3, 360 万円の増額をお願いするものであります。第 10 目 総合保健福祉会館管理運営費では、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから 7 9 万 2 千円の増額をお願いするものでございます。10 ページをお願いいたします。第 2 項 児童福祉費では、第 2 目 保育園費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから、第 17 節 備品購入費で 4 8 万 4 千円の増額、また、園外保育のキャンセル料等の支援として、第 18 節 負担金補助及び交付金で 1 9 万 6 千円の増額をお願いするものであります。

次に、第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費では、第 1 目 保健衛生総務費で、水道料金の基本料金の免除として、一般会計から水道事業会計に 3 か月分の財源を支援するとともに、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入する費用を補助することから、水道事業会計補助金 3, 4 6 2 万 4 千円の増額、平群町から給水を受けている住民に対し、本町が実施する水道基本料金の免除相当額を補助することから、水道基本料金相当額補助金 6 万 6 千円の増額、また、自宅療養者等

に対する医療支援の強化として、生駒郡新型コロナサポートセンター運営負担金10万円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、11ページにかけての第2目 工業振興費で、(仮称)斑鳩町生活応援券の発行として、事務費で、第10節 需用費、第11節 役務費、第12節 委託料をあわせまして715万6千円、また、(仮称)生活応援券の換金分の補助金として、第18節 負担金補助及び交付金で、1億7,487万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費で、自宅療養者等への生活支援として、第10節 需用費、第11節 役務費をあわせまして58万7千円、また、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、法隆寺第三団地自主防災組織に対する自治総合センターコミュニティ助成金30万円の増額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから、第17節 備品購入費で91万1千円の増額、また、遠足や修学旅行などのキャンセル料等の支援として、第18節 負担金補助及び交付金で842万1千円の増額をお願いするものであります。第3目 保健体育費では、給食費の無償化として1,980万8千円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから、第17節 備品購入費で、54万6千円の増額、また、第18節 負担金補助及び交付金で、修学旅行などのキャンセル等の支援として、511万4千円の増額をお願いするものであります。第3目 保健体育費では、給食費の無償化として、1,069万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから、第17節 備品購入費で85万円の増額、また、遠足のキャンセル等の支援として、第18節 負担金補助及び交付金で43万8千円の増額をお願いするものであります。13ページにお移りいただきまして、第5項 社会教育費では、第2目 公民館費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから30万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第6項 保健体育費では、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、同様に30万4千円の増額をお



願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上、議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきましての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、先に開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 修学旅行等キャンセルの支援ですけれども、これは発生しなかったら、キャンセルが発生しなかったら当然執行はないということなんでしょうけど、去年、一昨年って実際にこういうことはあったんですかね。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 昨年、一昨年につきましては、同じようなケースについてはございません。

木澤委員 わかりました。もしあったらその時どうしたのかなと思ったんで。

あと、自宅療養者への物資の支援ですね、これ今回初めて出てきたやつでしたっけ、もうすでに第1弾実施されているんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 これにつきましては、令和3年の年度末から実施をさせていただきます、すで

に第1弾で3か月分の補正予算を措置させていただいて、今回は第2四半期の分を予算措置させていただいたということになっています。

木澤委員 その時も確か100人分で補正を組んでいたかなと思うんですけど、実績がどれぐらいで、5日間ってなってますけど、この5日間で賄えるものなのかなというのが、その辺もちょっと教えていただけますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 6月7日時点で申しあげますと、令和3年度も含めて25世帯、37箱を配布しております。年度別の内訳を申しあげますと、令和3年度では2世帯で4箱、令和4年度では23世帯33箱、合計25世帯の37箱を6月7日時点まででお渡しさせていただいております。5日分ということで、食品と飲料水をセットに、ボイルできるものであるとか、生鮮食品は箱には入れてないんですけども、日持ちするものを5日分入れさせていただきまして、パスタとかいうところで、分量的には5日分の3食分、朝食、昼食、夕食の買い物が行けないという想定で3食分の分量を入れさせていただいております。5日以降、足りない分については、社会福祉協議会のほうで買い物支援に繋いでいくという形でご案内をさせていただきまして、本人さんのほうには事前にその旨、配達させていただく際にはその旨をお伝えさせていただいて、ご理解いただいたうえで、配達をさせていただいているところです。

木澤委員 そしたら1箱が1人分で、さっき25世帯で37箱って言っていたから37人分と理解していいですね。

安全安心課長 そのとおりでございます。1世帯で家族さんがすべてというケースもこの中ではございまして、そのご要望があった数量に応じて配布をさせていただいているという形でございます。

木澤委員 必ず感染された方だけではなくて、一緒に住んでる人で必要な方ですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 感染症に感染された方だけの提供になりますので、だから37名分というのは感染された方ということでご理解いただきたいと思います。お願いします。

委員長 大森委員。

大森委員 資料1の(8)役場等業務継続のための感染症対策で、抗原検査キット購入と書いてあるんですけど、PCR検査キットとかじゃなくて、抗原検査キットでいいという形になるんですかね。どちらのほうが正確なのかわからないので。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 基本的には検査は医療従事者で行うというのは、基本ですけども、個人検査キットにつきましては、マニュアル等を読んだ従事者で、職員でも扱えるという形になります。そうした中で社会機能維持者の待機期間、濃厚接触者になった場合につきましては基本7日間ですけど、この社会機能維持者、エッセンシャルワーカーにつきましては5日間に。4日目、5日目が検査で陰性であったら出勤できるという形になってますので、その検査については事業者で行うということになっておりますことから、この検査に対応するための購入ということで考えているところです。

委員長 伴議長。

議長 7ページが一番下の財政調整基金繰入金ですけども、今回、国から1億7千万以上入ってきている、そして町で約1億取り崩すという形。コロナ対策は今までからも行ってきて、そして国からも入ってきた中で行っていただいていると思いますけど、こういうような財政調整基金の取り崩しというのは、過去にどれぐらいやっていたのか、今回が初めてなのか、ちょっと整理したいんで、お願いします。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政 これまでのコロナ対策におきまして、このコロナ交付金の、追加交付金もある場

課長 合もございますので、あと、交付決定の時期等もございましたので、一旦、財政調整基金を取り崩すという形で予算組みをさせていただいて、その後に確定しましたら補正して戻していくという形で決めさせていただいたように思いますので、予算としてはそういう形にさせていただいております。実態的には財政調整基金の繰り入れというのは実施はせずに、決算は、事業はできておるところでございます。

議長 説明の中で、そういう話はあったけど、ちゃんと後から入ってくる。スムーズな執行をするために財調を使っている、今回のこの取り崩しも同じように考えていいわけですか。そういう予定があるわけですか、国のほうの。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 今回、1億円余りを取り崩させていただくということなんですけども、いわゆる住民さんの生活支援を最大限やっというということで、それぞれの内容につきましても、他の市町村と比べると充実させたものとなっている状況でございます。そうした中で1億あまりを取り崩した中でもそうした対策を打っというところを鑑みて、予算編成をしたところでございます。ただ、1億円の財調を取り崩すのかということなんですけども、これにつきましてはまだ見込みの段階なんですけども、国の追加交付が見込まれているということがひとつ、それから、令和3年度末に地方交付税の追加交付がございまして、その中で経済対策分として、約7千万あまりの交付を受けております。そうしたことから、令和3年度から令和4年度への繰越金の中で、7千万円の財源が今度9月ですね、決算を打った時に、繰越金として入ってくるという見込みがございまして、すべて1億取り崩すというのではなく、一旦、財政調整基金のほうで予算組みをさせていただいて、あとの財源もにらみながら、町といたしましては最大限のいわゆる対策費用を補正予算として計上させていただいたところですので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

議長 なるほど、理解はできました。正直言って難しいと思います、ある程度の予定というのは見込めるというのもわかります。全額取り崩してないのもわかりましたし、ただ、このタイミングとか、いつそれをしたらええとか、どの内容でいくかという中で精査したものがこれで表れていると、確かに幅広くやっというところのほうは

認識しました。子どもから高齢者まで幅広くいろんな分野でやっていただいた、厚く、実際に給食あたりまでやっていただいているというのは、すごいことやなど、これはもうはっきり言うて家庭の格差なしに、学校に行っている子どもたち皆が享受できるものですから、そのあたりもよくわかりました。そのあたり今後をみながらうまく運営していただけたらと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習 課参事 おはようございます。それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

まず、はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。斑鳩町文化財活用センターの令和3年度の入館状況についてご説明いたします。お手元に配付いたしております、資料2 令和3年度 斑鳩文化財センター入館者数(令和4年3月31日現在)をご覧くださいませでしょうか。

資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で企画展および特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整理しております。一番下の4のところではありますが、令和3年度の入館者総数は6、

702人となっております。令和2年度と比較しまして724人の増となっておりますが、前年の令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月1日から5月31日までを臨時休館としておりまして、開館日数にして48日の増となっておりますことから、一日当たりの平均人数では前年度と比較して94.5%と減少した結果となっております。この減少した主な理由としては、令和3年度においても新型コロナウイルスの感染が拡大しておりましたことから、観覧者の外出が控えられたことが主な理由と分析しております。そこで、今後も新型コロナウイルスの感染状況等を勘案いたしまして、斑鳩町文化財活用センターにおける展示会をはじめとする文化財事業の内容について十分に検討をいたしまして、引き続き魅力ある歴史や文化の情報発信について努めてまいりたいと考えております。

次に、6月26日までを期間として、現在開催しております春季企画展「大方家文書展 一斑鳩町の地域展②一」の関連行事として、6月4日に、斑鳩町中央公民館において、講師に大方家文書の調査を進めていただいた元天理大学教授の谷山正道氏を講師に迎え、「江戸後期の大方家と五百井村一展示文書のみどころ一」と題しました歴史講演会を開催しました。なお、今回の講演会におきましても事前申込制による参加募集を行い、会場においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上での開催としまして、78名の方にご参加いただいたところです。

次に、6月8日付で文化庁から報道発表されました、国宝「藤ノ木古墳出土品」の一部き損について、ご報告いたします。すでに、テレビやインターネット、また昨日の新聞等でも報道されておりますとおり、経緯の内容等については既にご存じの委員もおられることと存じますが、その概要について、町が確認している内容について、ご説明いたします。国宝である藤ノ木古墳の出土品につきましては、これらを所有している文化庁が、その橿原考古学研究所附属博物館にて保管をしております。奈良県立橿原考古学研究所に委託しまして、昨年の令和3年度より13年計画で修理事業が行われているところであります。これらのうち、今回、一部き損のありました金銅履については、出土した段階ですでに脆弱な状態で、これまでも修理をされてきたものでありましたが、依然として状態が悪いことから、今年度に強化処置を行う予定で修理事業が進められていました。その作業のなかで、構造や状態を確認する目的で台座にのせたままX線透過撮影を行い、移動用のコンテナに戻して台座を固定する際に、担当した研究員の手が金銅履に接触してしまい、かかと部左側面の亀裂がひろがるとともに、その影響でつま先部右側面に新たな亀裂が

生じ、またかかと部の2か所の歩揺が脱落したとのことであります。き損した箇所につきましては、すでに応急措置がとられ、今後修理をすすめて、今年度内にほぼ全形の復元が可能となる見込みとされており、再発防止策として、今後、奈良県立橿原考古学研究所において、作業のシミュレーションやリスク認識を徹底し、運搬具の見直しや改良を検討して行くとともに、今後、文化庁と奈良県とで連携を深め、同様の事態が生じないように再発防止に努めていくとされているところでございます。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和3年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。

福田税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(1) 令和3年度町税収納状況について、ご報告させていただきます。

資料3、令和3年度町税収納状況という標題のA3用紙を折った資料をご覧ください。資料3、令和3年度町税収納状況という標題のA3用紙を折った資料をご覧ください。

はじめに、調定額であります。令和3年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせて31億1,334万4,035円となっており、前年度と比較して5,800万5,774円、1.8%の減となっております。次に、収納額であります。令和3年度の町税収納額は30億6,765万3,703円となっており、前年度と比較して3,845万157円、1.2%の減となっております。

次に、調定額に対する収納率、表の右から3列目ですが、令和3年度の現年分と滞納分を合わせた全体の収納率は、前年度と比較して0.6ポイント増の98.5%となっております。このうち現年分の収納率は、前年度と比較して0.5

ポイントの増、滞納分は8.2ポイントの増となっております。なお、各税目別の収納状況については、表に記載のとおりでございます。

最後に、滞納額の状況についてでございますが、上段の表の右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をご覧くださいと思います。令和3年度末の滞納額は3,256万9,788円で、下の表に記載している前年度の令和2年度決算における滞納繰越額6,120万5,480円と比較して2,863万5,692円、46.8%の減となっております。

以上、令和3年度町税収納状況についての報告とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 ざくっとした聞き方で申し訳ないんですけども、コロナ前と比べてコロナに入ってから滞納の状況というのはなんか変化は、増えていると思うんですけども、そのへんわかる範囲で教えてもらえますか。

委員長 福田税務課長。

税務課長 コロナによる町税の収納への影響についてでございます。令和2年度におきまして、新型コロナウイルスにかかる徴収猶予の特例制度というのが国のほうで設定されまして、その中で実際に猶予された方が、令和3年度において収納いただいております。このことから令和3年度において収納いただいた金額といたしましては1,186万9,657円、令和3年度で納付いただいております。令和2年度で猶予していた分が、令和3年度に入ってきたことによって、今回徴収率のほうも上昇しているところでございます。以上でございます。

木澤委員 払える人は払っていただいていると思いますけども、猶予した分も払えないというような状況っていうのはあったんでしょうか。

税務課長 猶予された方で払えなかった状況についてです。猶予を受けた方のうち、実際に



払うことができなかつた方につきましては、2名おられまして、その内1名の方につきましては、もうお亡くなりになられておりまして、家族の方も放棄される予定ということで聞いております。残り1名の方につきましては、現在分納誓約を結んでいただきまして、納付をしていただいている状況です。以上でございます。

委員長 ほかにございませつか。

( な し )

委員長 次に、(2)移動町民プールの開設について、理事者の報告を求めます。  
本庄教育次長。

教育次長 おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、(2)移動町民プールの開設についてご報告いたします。資料4をお願いいたします。

本事業は、令和4年2月の当総務常任委員会で、ご報告をさせていただきましたとおり、町民プールについて既存設備の不具合等により、運営が厳しい状況となっておりますことから、令和4年度は、町民プールの運営を休止することとしまして、ただし、一方で夏季シーズンの水と親しむ機会は子どもたちの心身の健全な発達には不可欠なことから、その代替事業として、町立小学校のプールを活用し、移動町民プールを開設するものです。事業の実施内容についてご説明をいたします。

対象は、各小学校校区内の小学生とし、1年生から3年生までの低学年については、事故防止、また安全確保の観点から、町民プールと同様、保護者の方に同伴いただくこととします。実施期間は、令和4年7月21日木曜日から8月19日金曜日の土曜日、日曜日、祝日を除きます21日間とし、資料のとおり、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩小学校の順に各小学校、ローテーションで7日間開設をいたします。当初は、各小学校1日ずつ、毎日学校が変わる形でのローテーションも計画をしておりましたが、各学校で施設の状況等が変わるなかでの運営となりますことから、会場設営や監視体制、また施設の運転等を確実にを行い、安全、安心して利用いただけますよう、先進自治体の事例等も参考としながら、事業実施にあたり見直しをさせていただいたところでは、次に、開放時間です。開放時間は、午前の部と午後の部の2部制とし、7日間のうち、前半の3日と4日の半日を高学年、また後

半の4日目半日と3日については、低学年と対象といたします。1年生から6年生までの身長差等に対しまして、水位の調整等を行いますとともに、監視体制を確実なものとし、安全に実施できるよう、低学年と高学年を分けて実施してまいりたいと考えております。次に、定員です。定員は、午前、午後の部とも各50人としております。先進地事例等を調査をしまして、感染症対策として、密とならない人数で設定をさせていただいております。最後に、申込方法として、事業初年度であり、定員を設けさせていただき関係等から、来場者数を事前に把握をするため、事前申込制とさせていただき、中央体育館において、窓口又は電話にて受付をしてまいります。その他、更衣室の入室制限や手指消毒等による感染症対策を講じるとともに、まず安全を第一に実施してまいりたいと考えております。

なお、本事業の周知につきましては、広報6月お知らせ号にて周知をいたしませるとともに、詳細な内容等につきましては、学校を通じて、児童、保護者にお知らせしてまいります。

以上、移動町民プールの開設についての説明といたします。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 これ事前申し込みなんですけども、それぞれ始まる、例えば西小学校だったら21日から29日までですけど、21日までに残りの日の分も全部申し込むっていう形なのか、それか例えば28日に行こうと思ったら、27日に申し込んでもいけるのか、事前というのはどこまでの範囲なんですか。

教育次長 本庄教育次長。

教育次長 受付のほうですけど、利用希望日の2週間前から受付を開始をさせていただきまして、定員に達した場合にその時点で終了させていただきという形で進めていきたいと、このように思っております。

木澤委員 そしたら定員に空きがあった場合は、どこまで受け付けてくれるんですか。

教育次長 定員に空きがありました場合は、もし当日そういったお問い合わせがあった場合にも対応していただけたらと、このように思っているところでございます。

木澤委員 実施は安全対策をしっかりとやっていただければと思うんですけど、言ったアンケートはどのような形で利用者の声を聞いていこうと思っているんですか。

教育次長 こちらのほう、町民プールの代替事業として試行的にさせていただくというところで、やはり利用者の方等々のご意見というのはお伺いが必要だと思っているところでございますので、ただ、今現時点でこういった形でアンケートを実施していくかという詳細までは検討中ではございますけれども、何らかの形で利用者の方を含めたアンケートを取っていきたい、このように思っております。

委員長 大森委員。

大森委員 町民プールの代替で移動町民プールという形だと思うんですけど、実質、斑鳩西小学校で低学年が夏休み1か月10日ぐらいある中で、3、5日ぐらいしか、これローテーションの関係で、難しいとは思いますが、先ほど木澤委員も言われたように、これPTAに終わった後でもきっちりアンケートを取ってもらって、僕は今思うこともありますけども、それはちょっと伏せさせてもらって、保護者の方にもう一度きっちりアンケート取ってもらいたいという、今の状況で言ったら1か月10日ある中で3、5日しかプールに入れられないという状況が、町民プールであれば7月20日から8月の20日とか、1か月ぐらい開いてて、何日かお金を払ったら行けるという形になると思うので、その部分を保護者の方にもう一度終わってからもいいので、検証してもらって、アンケートを取ってもらいたいと思います。それだけ言っておきます。よろしく願いいたします。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今、おっしゃっていただいておりますように、今回前半後半で低学年、高学年と分けさせていただいたところでございます。学校とも協議をさせていただく中で、

プールの形状等、すり鉢状になっていると、あるいは1年生から6年生までが一度に入るのは危険じゃないかというようなご意見もいただく中で、このような形で、一旦試行的に今年度は進めていくという形で決めさせていただいたところでございます。ただ、大森委員おっしゃっていただいておりますように、利用にあたって様々なご意見があろうかなと思いますので、そのあたりはご意見を伺うという姿勢で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 伴議長。

議長 この内容を見せていただいて、気になるところが今ありましてね、対象が2行目ですね、1年から3年は保護者同伴と、確かに前のプールでも、町民プールであっても低学年は保護者同伴、これは理解できるんですけど、実施期間の2行目の土、日、祝を除くという部分ですね、結局のところやっぱり保護者同伴というのが、土、日、祝しか休みが取れない父兄がお子さんをプール、一緒に行こうかと思う時は行けないと。近所の方に連れていってもらってというのは、かなんのか。それはやっぱり今の時代はなかなか難しい、僕が子どもの頃であれば、近所のおっちゃん、おばちゃんに連れていってもらうのはなんら、子ども会の引率と違いますが、なんらないんですけど、そのあたりこのままでは正直言うて入りたくても入れないということが出てしまうん違うかという気がするんで、そのあたりどうか教えてください。

教育次長 本庄教育次長。

教育次長 保護者の同伴の関係でございます。こちらに関しましては従来の町民プールも同様でございます、必ず親御さんのほうについていただくという形にはさせていただいておりませんでした。今現在思っておりますのは、高校生以上の方、いわゆる一定の責任をお持ちになれる方であれば、別段お友達の親御さんであっても、可能という形で進めていきたい、また1人につき1人ではなくて、責任をもって、安全の確認をしていただける範囲で数名の方を1人の保護者の方が連れてこられるということに関しても認めていきたいと、このように思っております。

議長 それでできるだけ柔軟な対応っていいですか、やはりそうしていただかないと、

なかなか土、日、祝というのに対して、行けないお子さんが出てしまう危惧がありますので、あと西、東、斑鳩小学校、難しいところですな、実際のところこうしていかないと、今回は機械が故障したということと、コロナということが重複した状況なんで、致し方ないかなど、精いっぱい考えていただいた結果かなど、ただ、アンケート、委員からも今ありましたけど、これは移動町民プールについてのアンケートですか、それとも町民プールに対するアンケート、それだけ確認させてください。

教育次長

ご質問いただきました、アンケートに関しましては今回の移動町民プールについてご利用にあたってのご意見等を賜ればなど、このように思っております。また、先ほどの議長からの質問で1つお答えし漏れている分で、土、日、祝を除くというところがございますけれども、もともと各学校の体育館を一定今回の移動町民プールにあたって、利用していくというようなところで、学校開放の関係がございますので、土曜日、あるいは日曜日については各クラブ等が使用されるというところで、土、日、祝を除くような設定をさせていただいております。ただ、今回、先進事例も見つかる中で、各学校のプールに附属しております更衣室であったりとか、そのあたりを利用することで、体育館を使わずに利用できないかということも、人数制限もコロナ禍でありますので、かけさせていただきながら、試行的にさせていただきました、将来的には体育館を使わなくていいということであれば、土曜日、日曜日の開催も見据えたような形で、検討もさせていただけるかなど、今、現時点ではそのように思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議 長

多分どうしようもない事情があつてされているんやと、理解できます。実際のところそんでなかったら、わかってますもんな。どうしても父兄の方の休みの関係で多いのは土、日、祝になりやすいし、海の日、山の日等、いろいろな場所に祭日もありますので、だけど致し方ないと。ただこれ僕の感じての、その辺は気になったけど、いい部分としたらプールが現状今まで西に偏った場所にあったんが、東の小学校の子ども達がプールになじみやすいというような部分もこれで出るかなど、私プール好きなんです。だから毎年町民プール開催されている時は、毎週寄せていただいて、ちょっと本読みにプールに行かせてもらっているというようなところで、実際にお子さんがどの時間帯であっても、50名も来られていることってなかったんですよ。これによって水に親しむ子どもたちが増えればいいなという感じ、実際

にどっちかと言えば年々寂しくなって、もう本当に20人入ってはるかどうかっていうような、いい天気ですよ。僕も土、日、祝しか行けませんねん。平日にプールにつかっていることは一度もないと思います。土、日、祝、特にお盆であったり、海の日の時であったりとかという時に、よせてもらってもまあ少なくてというような形で、ラジオ体操の時なんかよくわかりますし、時間帯区切って、ラジオ体操の時間とかありますので。その中で定員50人、これがオーバーするような形になってくれば、これはこれで逆にうれしいかなと、言うたらそれだけ応募があると、行きやすくなったと、今までも半ば過ぎからなんとかならんかとか、21日からなんとかならんかとかいう話をしていたんですが、これ21日なってますし、できるだけ水に親しむ機会がこれで増えてくれたらなと思います。以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 アンケートの件でちょっとお願いしておきたいんですけど、利用者の方に移動町民プールどうでしたかと聞いていただくのはいいんですけど、やはり町民プールがなんで今使えないのかと、その代替としてやっていますよということで、やっぱり町民プールに対しての意見も出していただけるようにしないと、結局それ判断材料にして廃止するかどうか決めていく話になると思いますので、そこでやっぱり町内の方の、特に保護者ですね、のご意見をお聞きして、きちっと判断できるようなアンケートを取っていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長 伴議長。

議長 今、同僚委員から話があって、それでしたら今、私が話したように、今までどれぐらい利用されていますかということも入れていただくことだけお願いいたします。結局利用されていた方が一番わかってますので、されてない方が意見を述べることはないということではないですよ、だけど、それも大きな要素になりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) 令和5年(令和4年度)「二十歳のつどい」の開催について、理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、各課報告事項の三つ目でございます、令和5年(令和4年度)「二十歳のつどい」の開催につきましてご説明を申し上げます。

本事業につきましては、令和3年、昨年6月の当総務常任委員会におきまして、民法改正に伴う成年年齢引下げ後の成人式について、参加者及びその家族への影響を考慮し、従来どおり当該年度に20歳になる方を対象として実施してまいりたい旨、ご報告をさせていただいたところでございます。事業の実施にあたりまして、本事業の名称、開催日等を決定いたしましたので、その内容についてご報告します。

資料5をお願いいたします。はじめに、事業名称でございます。事業名称は、「二十歳のつどい」として実施をしてまいります。続いて、事業主旨でございます。民法の改正により、本年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、飲酒や喫煙などは依然として20歳以上となること、18歳を対象とした場合、受験や就職などの大切な時期と重なることなどから、責任ある大人として社会へ歩み出していく節目の年齢と考えられる20歳を迎える青年を対象として、未来を担う青年の門出を祝い、励ますことを目的として開催をいたします。開催日は、年明け令和5年1月9日月曜日の成人の日、対象者は、平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの者とし、これまでと同じく、いかるがホールの大ホールにて開催いたします。事業内容は、企画(案)としてお示しをしておりますが、これまでの企画に加え、写真撮影スポットの設置など、新たな企画についても検討を進めているところでございます。

以上、令和5年(令和4年度)「二十歳のつどい」の開催についての説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 今回の時点ではこれでいいかなと思っているんですけど、今後ですね、18歳が

成年ですよというのが定着していったら、社会情勢が変わっていくようであれば、またそれ、20歳のつどいとするのか、18歳の成人式というふうにしていくのか、別に固定的に考えてはるわけではないと思うんですけども、ちょっとそのへんの考え方を聞かせてもらっていいでしょうか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 もともと民法の改正ということで、18歳あるいは19歳の若者につきまして、社会の構成員としての自覚をもつていただく、社会的な責任あるいは自覚をもつていただくというようなところで民法も改正されたところですので、木澤委員おっしゃっていただいておりますように、世の中の流れというか社会の流れのほうがそういった形で18歳というようになってきましたら、町としても柔軟に対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長 溝部委員。

溝部委員 内容のところ、まだ企画だと思うんですけども、SNSを活用したフォローキャンペーンというのは、何のキャンペーンをされる予定なんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 こちらは、新たな企画として今現在検討をしている内容でございます。若者が多数利用いたしますSNS、いわゆるツイッターやインスタグラムですけれども、こちらの斑鳩町の公式アカウントをまず作成させていただきまして、その参加者の方にそのアカウントをフォローしていただく、については二十歳のつどいに関する投稿をした方の中から抽選で景品等をプレゼントするというような形で広く発信していたらと、このように思っているところですので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )



委員長 次に、（４）地方公務員法の一部を改正する法律の概要（地方公務員の定年引上げ関係）について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 各課報告事項の４番目、地方公務員法の一部を改正する法律の概要（地方公務員の定年引上げ関係）についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号６の、地方公務員法の一部を改正する法律の概要（地方公務員の定年引上げ関係）についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、１ 地方公務員の定年の引上げについてでございます。

昨年（令和３年）６月１１日に、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、６５歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めることとなりました。資料中段にございます、段階的な引上げ期間中の定年の表でお示ししておりますように、現行の定年は６０歳となっておりますが、令和５年度及び令和６年度における定年は６１歳、令和７年度及び令和８年度は６２歳、というように２年に１歳ずつ段階的に引上げ、令和１３年度からは６５歳となり、完成形を迎えることとなります。なお、現行におきましても、定年後、１年を超えない範囲内で任期を定め、その更新により６５歳まで任用することができる再任用制度がございますが、定年が段階的に引き上げられる経過期間におきましては、６５歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みとして、暫定再任用制度を措置することとなります。

次に、２ 管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についてであります。定年引上げに際しましては、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限制、いわゆる役職定年制を導入することとなります。なお、役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定めることとなっております。国家公務員の制度に準じることといたしますと、本町では、職務の級が５級以上、課長補佐級の職員以上が対象となりますが、役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は６０歳とすることとなります。なお、職務の遂行上の特別な事情がある場合、一例といたしましては、特別なプロジェクトの継続の必要がある場合などがあげられますが、こうした場合におきましては、１年単位で役職定年年齢の異動期間を延長し、引き

続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる例外措置を講ずることも可能とされております。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。次に、3. 定年前再任用短時間勤務制の導入についてであります。定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入することとなります。なお、定年前再任用短時間勤務制度における任期の上限は、常勤職員の定年退職日にあたる日までとなり、定年引上げ完成後におきましては、65歳が任期の上限となります。次に、4. 情報提供・意思確認制度の新設についてであります。任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとしてされております。次に、5. 60歳に達した職員の給与等についてであります。地方公務員の給与及び退職手当については、均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を講ずることとなっております。こうしたなか、定年引上げに伴う国家公務員の制度に準じることとしますと、当分の間、60歳を超える職員の給料月額、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、60歳前の給料月額の7割水準に設定することとなります。また、退職手当につきましては、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と、同様に退職手当を算定することとなります。最後に、6. 施行期日についてであります。令和5年4月1日から、定年引上げ制度を施行していくこととなります。このことから、今回の定年引上げに伴い、条例に委任されている事項や、給与条例等、関係する条例の改正が必要となりますことから、県を含めた周辺自治体の状況も勘案しながら、本年9月又は12月の定例会に係る条例の改正議案を上程させていただく予定としております。

以上、各課報告事項の4番目、地方公務員法の一部を改正する法律の概要（地方公務員の定年引上げ関係）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員 基本的に法改正なので、だいたいどこの自治体でも同じように改正するのかなと思います。自治体で特別に設定できるとかそういうことってあるのですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 それぞれの自治体が抱えておられる内容によって選択制の部分がございますが、例えば、医師を任用されているところですね、市営で病院を抱えておられるようなところ、これは60歳の定年の対象外とするようなこともできますので、そういった時につきましては、特例的な制度を定めていくこととなりますけれども、斑鳩町におきましては、原則的に65歳までが定年引上げのところ、役職定年についても60歳を基本とするということ考えているところでございます。

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長 総務課から1点、ご報告させていただきます。職員採用試験の実施についてです。令和5年4月1日採用の職員採用試験について、第1次試験につきましては、昨年度と同様に、全職種におきまして、適性検査及び書類選考の2つの方法を組み合わせた試験といたします。このうち、基礎能力問題と性格検査で職務適性等を測定する目的で実施する適性検査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、8月23日から8月29日までの間、自宅等におけるWeb試験方式といたします。次に、募集職種は、一般事務職、助産師、保育士・幼稚園教諭といたします。受験可能年齢につきましては、一般事務職につきましては、今年度は、30歳以下として、実施することといたします。また、助産師及び保育士・幼稚園教諭につきましては、40歳以下として実施することといたします。なお、試験の概要については、7月号の広報いかるが及び町ホームページに関係記事を掲載する予定といたしております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

安全安心課より、1点ご報告をいたします。

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定の締結についてでございます。本協定につきましては、本町内において災害が発生した場合に、円滑な災害応急対策を実施することを目的といたしまして、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力を受けるため、本協定を締結するものでございます。協定の相手方でございますが、奈良トヨペット株式会社並びにネッツトヨタ奈良株式会社でございます。協定期間は、協定書締結日から1年間とし、双方特段の申し出がない場合は、更に1年の更新、その後も同様とするものとしております。続きまして、協定の内容でございますが、災害時における応急対策のため、協定先が保有する外部給電可能な車両の提供協力を要請し、一定期間、外部給電可能な車両を借用するものでございます。奈良県内の自治体における同社との協定の実績でございますが、現在、3市4町が協定を結んでおり、本町は8市町目となるところでございます。なお、本協定の締結にあたりまして、7月22日（金）午前11時から締結式を執り行う予定としております。

以上、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定の締結につきましてのご報告とさせていただきます。

安全安心課からは以上でございます。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

教育委員会事務局総務課から4点ご報告をさせていただきます。

まず1点目でございます、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画についてでございます。斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備につきましては、令和4年3月22日付で、社会福祉法人檸檬会と、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書を締結し、現在、具体的な施設整備計画について協議を行っているところでございます。この協議におきまして、昨今の社会情勢が影響し、建設資材が急騰しており、今後さらなる高騰が見込まれる中、法人側から設計の見直し等の提案があり、現在、様々な角度から検討が行われているところでございます。今後、整備計画の協議が整い次第、改めてご報告させていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。なお、本年2月17日に開催されました本委員会におきまして、（仮称）レイモンド斑鳩西こども園とし

ておりました、認定こども園の名称につきましては、レイモンド斑鳩こども園に決定させていただきますので、あわせてご報告させていただきます。

続きまして2点目でございます、ヤングケアラーの支援に向けた取り組みについてでございます。昨日の厚生常任委員会におきまして、ヤングケアラー支援に向けた検討会議の設置についての報告があったところでございますが、本検討会議は、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援へとつなげるための具体的方策を検討することとしてまいります。当課もこの検討会議の構成員となっており、検討を進めてまいります。この内、ヤングケアラーの早期発見のため、学校におけるアンケート調査を実施することとしてまいりたいと考えております。アンケートの時期、内容等につきましては、本検討会議を経て、協議を行い、学校との調整など準備が整い次第、できるだけ早期に実施してまいりたいと考えており、このアンケート結果等を踏まえ、できるだけ早期に状況の把握と支援策の策定に向けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして3点目でございます。斑鳩町史編さん業務の進捗についてでございます。令和4年5月10日開催の臨時議会におきまして補正予算の議決をいただきました、斑鳩町史印刷製本業務につきましては、現在、手続きを進めているところでございます。令和4年7月末までに完成、納品の予定で、その後、公表の後、準備が整い次第、販売を開始してまいりたいと考えております。

なお、この「新修 斑鳩町史 上巻」の販売価格につきましては、購入者に受益者負担をお願いすることとし、編集印刷業務にかかる経費を印刷部数で除した6,500円、町内在住者の購入につきましては、編集にかかる経費を行政が負担することといたしまして、3,500円としてまいりたいと考えております。このことで、より多くの皆様にご覧いただけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。また、この「新修 斑鳩町史」をご購入いただいた方には、現行の町史を安価で、ご購入いただけるようなセット販売につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後4点目でございます、子ども模擬議会の開催についてであります。当該事業につきましては、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とさせていただいておりましたが、本年度につきましては、一日議員として議会で意見や希望を発表することにより、行政や議会に関心を持つ機会づくりを目的とした体験学習の場を、児童生徒に提供してまいりたいと考え

ておりますことから、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら実施してまいりたいと考えております。なお、これまでの模擬議会からの変更点といたしまして、大きく2点ございます。令和元年度までは、小学6年生及び中学1年生を対象としておりましたが、今年度から、小学6年生及び中学2年生を対象といたしております。また、模擬議会の議長につきましては、児童生徒が今回は担当することとしまして、小学校から1名、中学校から1名を選出し、前後半交代で議長を担当していただくことといたします。

実施日につきましては、令和4年8月4日木曜日を予定しております。午前中にリハーサルを行い、午後から1日議員の任命式、模擬議会本番の1日で実施をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、教育委員会事務局総務課からの報告とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 災害時の外部給電、協定の話なんですけれども、いいことなので協定は進めたいと思うんですけれども、車で給電してくれる、そういう専用の車両があるのかということと、あとどれぐらいの電力が賄えるものなのか、ちょっとそのへん教えてもらえますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 車両につきましては、既存の車両となります。トヨタが保有されております車両でございまして、燃料電池自動車、水素自動車であるとか、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、あとハイブリッド自動車の4種類、専用の車両といのものではなくて、既存の車両をもってきていただけるという形になります。1台あたり100Vの1500Wのものが利用できるというかたちの車両を1台、台数は必要に応じてという形でありますけれども、100V、1500Wの給電がで

きるということになります。

木澤委員 災害時の活用の場面がよくわからないんですけども、最初に報告受けた時は、例えば、体育館の照明とかも照らしてくれるのかなとか、でも、そんな電力じゃないですね、今聞いたら。どういう形で活用を考えておられるんですか。

安全安心  
課長 ご質問の活用方法についてでございます。避難所で申しあげますと、携帯電話であるとかスマートフォンの充電、情報収集の連絡用ということで、そちらのほうを活用、また、今年度、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、扇風機を体育館のところに換気用の扇風機を購入、調達する予定をしておりますので、そちらのほうの給電、あるいは、体育館のすべてを網羅するということではできませんので、投光器であるとか、照明の利用というかたちを予定をしております。役場の庁舎につきましては、簡易デジタル無線、職員間の無線機の充電というふうなかたちの活用を考えておるところでございます。

木澤委員 わかりました。そういう協定して協力していただくのはいいんですけども、普通の車でそういうことができるっていうことですね。わかりました。  
あと、子ども模擬議会なんですけども、中学校1年生から2年生に変わったと、これはどういう理由からでしょうか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務  
課長 これまでの中学1年生の場合ですと、入学して間もない段階でございますので、経験を積んだ2年生のほうにより深く、議会や行政に関心を持つことができるということと、これまで中止をさせていただいた子どもたちへの機会の提供といったかたちでの変更でございます。

木澤委員 それは学校なり、PTAなりとも協議したうえで、当然そういうかたちの結果なんですかね。

教委総務 PTAのほうへの協議は特段してございませんが、校園長会等での協議を経たう

課長 えの決定でございます。

木澤委員 なんでもかんでもってわけじゃないでしょうけれど、方針的なものについてはP  
T Aとの協議をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

教委総務 仮に子どもに不利益を被るようなケースでございましたら、事前にご理解をいた  
課長 だくというようなことはございますけれども、今回の変更につきましては、機会の  
確保、どちらかというところまで機会を得られなかった子どもたちへの確保という  
分もございますので、一定、ご理解はいただけるものだというふうに考えてござい  
ますので、そのあたりは今回協議を経ていないという部分につきましても、ご理解  
いただければと思います。

木澤委員 今回やっていただくものは、今から協議してという時間もないのでしょうか、  
構わないのですけれども、今後、そういう児童、生徒にかかわることについては、  
やっぱり、P T Aと、できる範囲で事前に協議をしながらその方針決めていって  
いただくべきではないかなというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 斑鳩南中学校の体育館のトイレですけれども、先日、たまたま利用させていただ  
く機会があって、使わせてもらったんですけれども、環境的に、すごい臭いがして  
改修が必要じゃないかなというふうに感じたんですけれども、今回いろんな学校で水  
洗化を進めていただくにあたって、そのへんの改修っていうのもあわせてされるの  
かな、そのへんのところを確認しておきたいと思ったんですけれども。



委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 先般からも議論がございますトイレの改修につきまして、今おっしゃっていただいた箇所につきましても、避難所対策としても活用される場所でございますので、予定の範囲に含んで今回改修をまいります。

木澤委員 それは水洗化だけじゃなくて、環境、衛生的な面も含めての改修ということで理解してよろしいでしょうか。

教委総務課長 洋式化に加えまして、新型コロナウイルス感染症対策等もあわせもっての改修というかたちでございます。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時28分 休憩 )

( 午前10時29分 再開 )

委員長 再開します。  
木澤委員。

木澤委員 まず原因を特定しないと改修の方法等もわからないでしょうから、影響がかなりあると思いますので、そのことも含めて解消していけるようお願いしておきます。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 今回の改修に先だちましても、今おっしゃっていただきました課題につきましては、原因を確認いたしまして、あわせて対応できるように努めてまいります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前10時31分 閉会 )